

「岡山県資源循環推進事業（規則第2号以下）」の承認手続に関する事務処理要綱

第1 目的

この要綱は、岡山県循環型社会形成推進条例（平成13年岡山県条例第77号。以下「条例」という。）第29条第1項に規定する「岡山県資源循環推進事業」のうち、岡山県循環型社会形成推進条例施行規則（平成14年岡山県規則第37号。以下「規則」という。）第9条第1項第2号以下に規定される事業の事業承認に関する手続を定める。

（参考）規則第9条第1項第2号以下

- 二 循環資源の循環的な利用又は廃棄物等の適正な処理を推進する技術を開発する事業
- 三 循環資源の循環的な利用に係る仕組みを開発する事業
- 四 再生品又は新たな用途を開発する事業
- 五 事業活動に伴い排出される廃棄物等の企業相互間の活用を促進する事業
- 六 循環型社会の形成に向けた県民及び事業者の環境に関する意識の向上を図ることを目的として行われる事業
- 七 前各号に定めるもののほか、循環資源の循環的な利用を著しく促進すると認められる事業

第2 申請者の適格

申請者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

第3 事前協議

1 協議

事業の承認を受けようとする者は、事前に事業の概要を示す書類を作成して、財団法人岡山県産業振興財団（以下「財団」という。）と事業内容についての協議をしなければならない。

2 関係課との調整

財団は、産業振興課及び循環型社会推進課と調整のもと、前項の協議を行うものとする。

第4 技術開発事業等の承認手続

1 申請

事業承認を受けようとする者は、「岡山県資源循環推進事業承認申請書（様式第1-1号～1-6-2号）」（以下「承認申請書」という。）正副2部を作成し、知事に申請しなければならない。

2 申請の承認、不承認

- (1) 知事は申請書の提出があったときは、関係書類等を審査するとともに必要な調査を実施した上で受理する。
- (2) 産業振興課は、審査に先立って関係課と必要に応じ協議・調整を行う。
- (3) 承認にあたっては、別に定める承認基準に照らして審査を実施し、別に設置する審査委員会の意見を聴いた上で、承認・不承認の決定を行う。
- (4) 知事は、事業の承認を行ったときは、「岡山県資源循環推進事業承認書（様式第2号）」（以下「承認書」という。）を申請者に交付するとともに、関係機関に通知するものとする。
- (5) 知事は、事業を不承認としたときは、「不承認通知書」（様式第3号）に不承認とした理由を記載し、申請者に通知するとともに、関係機関に通知するものとする。

3 事業の変更、廃止

(1) 事業の変更

- ① 事業者は、承認後事業内容を変更しようとするとき（大幅な実施時期の変更を含む）は、「岡山県資源循環推進事業変更承認申請書（様式第4号）」（以下「変更申請書」という。）正副2部に承認書を添え、知事に変更申請を行って承認を得なければならない。
- ② 変更申請には、申請に準じて必要な書類を添付しなければならない。ただし、必要のない書類は省略することができる。
- ③ 知事は、変更申請書の提出を受けたときは、内容を審査のうえ、妥当と認めたときは、「変更承認書（様式第5号）」を申請者に交付するとともに、関係機関にその旨通知するものとする。
- ④ 知事は、変更内容により当該事業が承認基準を満たさなくなったと認めたときは、「承認取消し通知書（様式第6号）」により申請者に通知するとともに、関係機関にその旨通知するものとする。

(2) 事業の廃止

- ① 事業者は、承認後事業の実施が困難となった場合には、「事業廃止届出書（様式第7号）」に承認書を添え、知事に届出を行わなければならない。
- ② 知事は、上記の届出書を受理したときは、関係機関にその旨通知するものとする。

4 事業の実施報告

- (1) 事業者は、承認を受けた事業が完了したときは、速やかに「事業実施状況報告書（様式第8号）」により知事に報告しなければならない。
- (2) 知事は、報告を受けた事業の内容が承認した内容と異なっている場合は承認を取り消すことができる。この場合、「承認取消通知書（様式第6号）」により申請者に通知するとともに、関係機関にその旨通知するものとする。

5 一方的承認の取り消し

- (1) 知事は、承認後、変更申請書、事業実施状況報告書が事業者が提出されない場合であっても、自らの調査により当該事業が実施されない状況である場合及び事業内容が変更されており承認基準を満足していないと認めた場合は、承認を取り消すことができる。
- (2) 上記により承認を取り消す場合は、「承認取消し通知書（様式第6号）」により事業者へ通知するとともに、関係機関にその旨通知するものとする。

6 台帳の整備

産業振興課に事業承認申請に係る台帳を整備し、保管する。

第5 承認を受けた事業者の遵守事項等

1 承認書の返納

事業承認を受けた事業者は、次の一に該当するときは、承認書（変更承認書を含む。以下同じ。）を返納しなければならない。

- ① その事業を廃止したとき
- ② 事業承認の取消を受けたとき

2 遵守事項等

事業承認を受けた事業者は、次の事項を遵守するとともに地方公共団体が行う行政施策に協力するよう努めなければならない。

- ① 承認書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- ② 承認を受けた事業において地方公共団体から資源循環に係る行政施策について協力を要請された場合は、可能な範囲で協力するよう努めなければならない。
- ③ 岡山県から承認を受けた事業について、事業の実施状況等に関する報告又は現地立入調査を求められた場合は、これに協力するよう努めなければならない。

附則

この要綱は、平成15年3月31日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成18年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成19年1月4日から一部改正する。

この要綱は、平成21年4月1日から一部改正する。